

陸上競技を通じた地域振興・地域貢献の相互連携に関する協定書

松戸市（以下、「甲」という。）と株式会社日立物流（以下、「乙」という。）は、陸上競技を通じた地域振興、地域貢献の相互連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、陸上競技を通じて地域振興、地域貢献に取り組み、市民サービスの向上及び健康増進、豊かな社会生活を実現することを目的とする。

（相互連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し取り組むものとする。

- （1）日立物流陸上部及び連携事業のPRに関すること。
- （2）スポーツ振興に関すること。
- （3）地域活性化の推進に関すること。
- （4）その他市内で行われる乙による地域振興活動に関すること。

2 甲及び乙は、前項の取り組みを実施する場合は、甲乙間で具体的な詳細事項について協議するものとし、その決定事項及び条件については別途書面等にて合意をするものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定は、協定締結日から発効し、有効期限は1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲乙のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に関して知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても3年間に限り同様とする。

2 前項の秘密情報には、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれない。

- （1）情報を受領した時点で、既に公知の情報
- （2）情報を受領した時点で、既に情報受領者が保有していた情報
- （3）情報を受領した後に、情報受領者の責めによらずに公知となった情報
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手した情報
- （5）情報受領者が秘密情報に依拠することなく独自に開発した情報

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。なお、本条において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。

- （1）反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったこと
- （2）反社会的勢力が経営を支配していること
- （3）代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
- （4）暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されること又はこの者とかかわり、つながりを持つこと

2 甲及び乙は、反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約する。

- （1）自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
- （2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
- （3）その他社会的に非難されるべき関係

3 甲及び乙は相手方に対して、次の各号のいずれの行為も、自ら又は第三者を利用して行わないことを確約する。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用い、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

4 甲及び乙は、自己が本協定の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下、「履行補助者」という。）

が、第1項各号のいずれかに該当し、第2項各号のいずれかの関係を持ち、又は前項各号のいずれかの行為を行ったときには、ただちに当該履行補助者との契約を解除し、又は契約解除のための措置を採ることを確約する。

- 5 甲及び乙は、自己又は履行補助者が、本協定の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うことを確約する。
- 6 甲又は乙が前5項の表明又は確約のいずれかに反した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、本協定を解除することができる。なお、違反した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失する。
- 7 甲又は乙が前項の規定により本協定を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除した者はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(紛争の解決)

第7条 甲及び乙は、この協定に関して紛争が生じた場合は、協力して処理するものとする。

- 2 前項によっても解決できない紛争(調停を含む。)については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈につき疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(協定の解除)

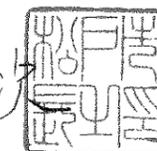
第9条 甲又は乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

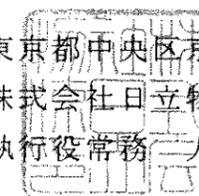
令和3年10月29日

甲 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市
市長

中郷谷 健次



乙 東京都中央区京橋2丁目9番地の2
株式会社日立物流
執行役常務 人事総務本部長



萩原 靖